

ベトナム向け輸出活水産動物の衛生証明書発行等に係る事務取扱

令和6年5月8日
水産林務部森林海洋環境局成長産業課

第1 趣旨

「ベトナム向け輸出活水産動物の衛生証明書発行等に関する取扱要領（令和6年3月22日付け5消安第7691号）」（以下「要領」という。）に基づき道が衛生証明書を発行する手続について定める。

第2 衛生証明書の対象

ベトナム政府が輸入を認めている品目であって、要領4（1）の要件を満たす場合、道は申請者（輸出者）に対し要領4（4）及び本事務取扱に基づき衛生証明書を発行する。

第3 衛生証明書の発行申請

輸出者は、要領4（3）の別紙様式3「衛生証明書発行申請書」及び別紙様式4「HEALTH CERTIFICATE(for live aquatic animal)」に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添付して衛生証明書の発行を道に申請する。

- (1) ベトナムに輸出される活水産動物が法令などに基づき適正に漁獲されていること、採捕及び売買の内容並びにこれらの年月日を証明することができる書類
(例) 搬送票（活ホタテ）、水揚証明書、市場売買明細書、製造記録、仕入伝票、納付書等の写し
- (2) 別紙様式4「HEALTH CERTIFICATE(for live aquatic animal)」の記載内容を確認できる書類
(例) インボイス、パッキングリスト、船荷証券(B/L)、航空貨物運送状(AWB)等の写し
- (3) その他、申請内容の確認のために成長産業課から提出を求められた書類

第4 申請先

- (1) 郵送又は来庁
060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部森林海洋環境局成長産業課 輸出促進係
- (2) 電子メール
suirin.suikei1@pref.hokkaido.lg.jp
メールの表題は、証明書発行希望日、発信者、用件、インボイス NO の順に明記すること
表題例：『【6/1 発行希望】道庁水産_ベトナム輸出証明_DOCHO9999』
- (3) 注意事項
 - ア 当日発行（開庁日に限る）を希望する場合
遅くとも、当日 12:00(必着)までに電子メールにて申請すること。
 - イ 連絡先電話番号 011-204-5466
 - ウ 返信用封筒等
証明書の郵送を希望する場合は、必ず送付先を記名したレターパック等を申請先へ提出するか、運送業者を手配すること。運送業者を手配する場合、当課の集荷は16時とすること。

第5 申請の委任

輸出者が発行申請手続の一切を第三者に委任する場合は、委任状（別記様式）を提出しなければならない。

第6 証明書の発行停止

第3に定める申請があった場合でも、申請者又は当該申請に係る水産物の取引に関与した者が、申請日より過去3年間に申請書類の偽造及び虚偽並びに不実の記載又は行使を目的とした証明書の偽造その他の証明書に関する不正を行っていると思われる若しくは疑われる場合には、証明書を発行しないことができる。

第7 関係書類の保管

成長産業課は、発行した衛生証明書の写し及び申請関係書類を、発行した日から起算して3年間保管する。

第8 留意事項

- (1) 輸出者は、輸出しようとする活水産動物が輸出可能な品目かどうか、衛生証明書を要する水産動物に該当するかどうかを事前にベトナム政府に確認すること。
- (2) 輸出者は、ベトナムの衛生上の規則及び諸条件について、常に最新の情報収集を行うとともに、品質や衛生の維持に必要な検査の実施等により、輸出する活水産動物の衛生管理に努めること。
- (3) 輸出者は、輸送・保管等にあたり輸出する活水産動物の衛生状態を良好に保つ責任があり、ベトナムからの違反連絡等があった場合に当課が行う調査等に協力すること。
- (4) 輸出者は、魚病に関する措置の必要性が生じた場合には、当課の指示に従うこと。